

○富山県立山センター条例

平成12年3月24日

富山県条例第8号

富山県立山センター条例を公布する。

富山県立山センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、富山県立山センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 立山の優れた自然環境及びそこに生息する貴重な動植物を広く紹介するとともに、これらの保護及び適正な利用に関する知識を普及し、併せて多様な自然を体験する活動への支援等を総合的に行い、もって人と自然との豊かなふれあいに資するため、富山県立山センター（以下「立山センター」という。）を設置する。

(位置)

第3条 立山センターは、中新川郡立山町に置く。

(施設)

第4条 立山センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 立山自然保護センター
- (2) 総合活動拠点施設
- (3) その他立山センターの設置の目的を達成するために必要な施設

(事業)

第5条 立山センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 立山の自然に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 立山の自然の保護及び適正な利用に関する知識の普及を行うこと。
- (3) 立山の自然に関する観察会、講習会等を開催すること。
- (4) 立山の自然、登山、気象等に関する情報の提供を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、立山センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第6条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に立山自然保護センターの管理を行わせるものとする。

(平17条例40・追加)

(指定管理者が行う業務)

第7条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 立山自然保護センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他立山自然保護センターの管理に関して知事が必要と認める業務

(平17条例40・追加)

(休館日)

第8条 立山センターの休館日は、11月1日から翌年の4月30日までの日とする。ただし、知事にあつては立山センター（立山自然保護センターを除く。次条第1項ただし書及び第10条において同じ。）について、指定管理者にあつては立山自然保護センターについて、特に必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

- 2 指定管理者は、前項ただし書の規定により立山自然保護センターの休館日を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を得なければならない。

(平17条例40・追加)

(開館時間)

第9条 立山センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、知事にあつては立山センターについて、指定管理者にあつては立山自然保護センターについて、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- 2 前条第2項の規定は、立山自然保護センターの開館時間の変更について準用する。

(平17条例40・追加)

(利用の制限)

第10条 知事及び指定管理者は、知事にあつては立山センターの、指定管理者にあつては立山自然保護センターの管理上支障があると認めるときは、その利用を制限することができる。

(平17条例40・旧第6条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例40・旧第8条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第45号で平成12年7月21日から施行)

附 則 (平成17年条例第40号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。